主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山口与八郎の上告趣意について。

論旨は、原判決が憲法違反のものであるという語を用いてはいるが、その実は量 刑不当の主張に外ならないから、適法な上告理由となり得ない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官 茂見義勝関与

昭和二五年一二月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	Ш	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介